

### 8.2.5 既存建物において、既存の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置として使用する場合の特例措置

下記の要件に適合する場合には、既存の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置に切り替えて使用することができる。

#### (1) 要件

- ア 下記の指定給水装置工事事業者による事前確認において、所定の性能が得られること。
  - イ 前記「8.2.1 対象建物」及び「8.2.2 配管構造等」に適合すること。
  - ウ メータ前後の配管は「15.2.3 受水タンク以下装置メータ設置の場合の配管構造等」に適合するもの、又はこれと同等以上のものであること。
  - エ 切替えに伴いメータを新設、又は増設するものは、「8.2.4 増圧給水設備以下の給水装置のメータ設置」を適用する。

#### (2) 指定給水装置工事事業者による事前確認

##### ア 既設配管の材質の確認

「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

##### イ 耐圧の確認

受水タンク以下装置を給水装置に切替える場合の試験水圧は0.75MPaとし、1分間水圧を加えた後、漏水のないことを確認する。

##### ウ 水質（又は浸出性能）の確認

次のアからウまでに掲げる場合に応じ、水質試験（又は浸出性能試験）を行い、該当する事項を確認する。

なお、設計審査申込の際には試験成績書を提示する。

###### (ア) 更生工事の履歴のない受水タンク以下装置を給水装置に切替える場合

- ・直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行う。
- ・採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度の4項目において、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。

###### (イ) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

- ・現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（プランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行う。
- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とし、これらの項目が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における「浸出等に関する基準」（以下「浸出基準」という。）を満足していることを確認する。

## 「参考」

### 二液性エポキシ樹脂の試験項目

有機物〔全有機炭素(TOC)の量〕、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン

(「JIS S 3200-7 水道用器具-浸出性能試験方法」の「表2 材質別試験項目」による。)

(ウ) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

- ・ライニングされた塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出基準に適合していることを確認する。
- ・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水(受水タンク以下装置のライニングされた管路内の水であって、受水タンク等の水が混入していないもの)を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で行い、浸出基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・試験項目は浸出基準「別表第1」の44項目すべてにおいて行う。

(3) 既設配管使用の責任

既設の受水タンク以下装置を給水装置に切り替えた後、これに起因する漏水等の事故について、所有者等の責任において解決するとともに、速やかに給水装置工事として修理、改善する。

#### ※施工主等への周知

本件による確認は、切替え時の給水装置について、新設時と同等の品質を保証するものではない旨を、施工主等に十分説明する。

#### 切替え工事の施工例

